彦根地区事業所アクセスルール

2013年3月1日　改定

1. ⊗——⊗ 車両の通行禁止箇所(自転車除く)
2. ——→ 一方通行
3. ■■■■■ 朝夕の車両通行規制区域
   〔7:30～9:30及び17:00～19:00通行禁止〕
4. 「通行禁止」は歩行者・自転車の禁止
5. 昼休時間11:45～13:15は構内車両通行禁止
   但し、①特別許可車両又は南門～K地区駐車場と4KF南側トラック待機場所までの通行は許
   ②FC－2トラックヤード輸送エ　▨　の車両通行禁止時間は、
   4、5、6、10、11、12月は、11:45～12:45とし、
   7、8、9、1、2、3月は、12:15～13:15とする。
   (特別許可車両・・・緊急車両と彦根総務課長が許可する車両をいう。)

構内及び駐車場内徐行（15Km以下）